

こんなちは！ 消費生活相談員です vol.23



相談員
名島ゆかりさん

★★ 「個人情報を消してあげる」はサギです ★★

～公的機関をかたって個人情報の削除をもちかけるサギが流行中！～

Q

先日、「国民生活センター」から電話がかかり、「あなたの個人情報がもれています。3社のうちの1社は消すことができませんでした。代理人が必要です。」と言われた。びっくりしているうちに「あなたの整理番号は○○○○○」「などと次々別人から電話がかかり、番号を伝えたら、「極秘情報話を話したので違法行為。和解金が必要だ。」と脅されて、宅配便で1千万円送ってしまった。(70歳代、女性)

A

自宅の電話に「国民生活センター」などの公的機関が電話をかけてきて、個人情報の削除を持ちかけることは絶対にありません。相手にしないで電話を切つてしまいましょう。断りにくいときには、「役場に相談する」と言ってみましょう。万が一「法的に問題が発生した」などと脅されても、あわててはいけません。決してお金を払って解決しようとしないことです。詐欺師の思うツボです。役場に相談してもらえば、法テラスや弁護士会の無料相談を利用でき、法律の専門家の意見を聞いてから対処することができます。お金を支払う前に相談してください。

【お困りの場合は】

■ 日南町消費生活相談窓口（平日のみ）

TEL 0859-82-1115

■ 土・日は、鳥取県の消費生活センター

TEL 0859-34-2648

